

29宇市人第214号
平成29年6月22日

宇治市職員労働組合
執行委員長 小野 敦 様

宇治市長 山本 正

回 答 書

平成29年5月24日付で貴組合から要求のありました2017年夏季重点要求書について、以下のとおり回答いたします。

1. 賃金改善について

- (1) 職員給与について、国によるラスパイレス指数を用いた執拗な攻撃に対し、市町村長が連帯し意見を上げるなど対応を行うこと。ラスパイレス指数に過剰にとらわれず、職員生活を守る立場から組合要求に誠実に対応し、賃金改善を行うこと。
- (2) 現給保障は継続するとともに、「給与制度の総合的見直し」による低下した賃金の改善を行うこと。

(回 答)

勤務条件に関わる事項については、これまでから貴組合との交渉により解決を図ってきているところであり、今後も誠実に交渉を重ねる中で解決を図っていきたいと考えている。

「給与制度の総合的見直し」については、地方公務員法の給与決定原則に基づき、国家公務員や他団体の状況を踏まえ、平成28年4月より、京都府の給料表に準じて実施するとともに、経過措置を設けたところである。この見直しに伴い、事実上の昇給が停止する職員が生じているなど、職員にとって厳しい内容であることは認識している。

しかしながら、一方で、ラスパイレス指数が職員の給与水準を示す絶対的な指標ではないものの、平成28年4月1日現在の本市のラスパイレス指数は全国でも高い水準にある実態やそれに対する厳しい意見があることも踏まえ、貴組合と協議していきたいと考えているので理解されたい。

2. 夏季一時金要求について

(1) 夏季一時金については、全職員2.6月分プラス一律46,000円を支給すること。

(回 答)

平成29年6月期に支給する期末・勤勉手当は、宇治市職員の給与に関する条例に基づき、期末手当1.225月、勤勉手当0.85月の合計2.075月分を6月30日に支給するので理解されたい。

また、再任用職員には、期末手当0.65月、勤勉手当は0.4月の合計1.05月分を6月30日に支給するので理解されたい。

(2) 一時金の役職段階別加算を廃止し、全職員一律20%加算とすること。当面1、2級についても何らかの加算措置を行うこと。

(3) 一時金の「期末手当」「勤勉手当」を一本化すること。

(回 答)

役職加算については、その職責に応じて役職の職務別に措置していることから、全職員に一律20%加算することは困難であると考えている。本市の1・2級については、国基準を踏まえると、現時点においては、役職加算を導入することは困難であるので理解されたい。

また、期末手当、勤勉手当を一本化することは、勤勉手当が職員の勤務成績に応じて支給される能率給の性格を有しており、この手当の支給形態が民間企業における賞与の特別給のうち成績査定分に相当し、民間企業の賞与の支給形態と均衡が保たれている根拠となっていることから、期末手当として一本化はできないところであるので、理解されたい。

(4) 一時金の「勤勉手当」に成績率・勤務評定を導入しないこと。

(回 答)

勤勉手当の支給については、期間率と成績率を乗じた支給割合となっているが、現状は勤務期間率と懲戒処分者等を考慮した成績率とで支給割合を決定している。成績率の勤勉手当への反映は、管理職の一部への試行を実施しているところであるので理解されたい。

3. 諸手当について

(1) 当局も矛盾があるとしている地域手当を京都市並の10%に改善を目指すとともに、当面9%支給へ回復すること。

(回 答)

地域手当については、国基準との整合を図るよう、職員の給与水準、近隣他団体の動向等を勘案して、支給率の見直しを図ってきたところである。現在の情勢を考えると、改善は困難であるが、給与制度の全体の中で、地域手当のあり方について検討していきたいと考えているので理解されたい。

(2) 扶養手当について、配偶者の扶養手当は現行水準を維持するとともに子の扶養手当を改善すること。

(回 答)

扶養手当については、国制度に準じることを基本と考えており、昨年度に国と同様の見直しを提起したが、本年4月からの実施は見送ったところである。今後については、近隣他団体等の動向等を勘案して、引き続き貴組合と協議していきたいと考えているので理解されたい。

(3) 退職手当について、国において見直しが検討されているが宇治市では国に追従しないこと。2012年度に行われた改悪については、これまでの交渉経過に基づきあらゆる手段を講じて改善を図ること。

(回 答)

退職手当については、基本的には支給率、期間計算の取り扱い等について、国の制度に準ずることが適正であると考え、見直しを図ってきたところである。今後、人事院の調査結果を受けた国の動向を注視しつつ、引き続き貴組合と協議していきたいと考えているので理解されたい。

(4) 住宅手当について、この間の確認に基づき宇治市としての考え方を明らかにすること。

(回 答)

人事委員会を置かない本市においては、従来から人事院勧告、京都府及び近隣他団体の動向等を踏まえながら、本市として見直しを図ってきたところである。

自らの所有に係る住宅に居住している職員に支給している住居手当は、廃止とする団体が増加してきている状況もあり、市民理解が得られにくくなってきていることから、引き続き貴組合と協議していきたいと考えているので理解されたい。

- (5) 加給金問題の交渉経過を持つ年末年始の時間外勤務率について早急に150%とすること。

(回 答)

年末年始に係る時間外勤務手当の支給率については、新たに廃止する団体もある状況の中であるが、これまでの交渉の経過を踏まえて、引き続き検討していきたいと考えているので理解されたい。

4. 人員について

- (1) 超過勤務の実態や権利取得の状況を十分に把握し、年度途中であっても人員が必要な職場については人員を配置すること。
- (2) 育休代替職員は正規採用で補充すること。専門職の育休代替の配置状況を把握し、早急に必要な措置を講じること。
- (3) この間の経過をふまえ権利行使を十分にできる体制確保を行うこと。

(回 答)

時間外勤務や年次休暇をはじめとする休暇の取得状況については、十分に把握できるよう努めているところである。なお、課題のある所属については、非常勤職員や臨時職員を配置する等、必要な対策を講じているところである。

育児休業等の長期休暇の代替職員については、状況に応じ、非常勤職員または臨時職員での対応としているところであり、今年度は保健師の育児休業代替において、新たな非常勤職員を配置する等、人材の確保に努めてきたところである。

なお、勤務条件に関わる事項については、これまでから貴組合との交渉により解決を図ってきているところであり、今後も誠実に交渉を重ねる中で解決を図っていききたいと考えているので理解されたい。

- (4) 採用が困難となっている職種の問題解決にむけ適切な時期に採用試験を行うこと。

(回 答)

採用試験については、人材確保の観点からも、定数等を見定めながら適切な時期に実施するよう努めていきたいと考えているので理解されたい。

5. 夏季休暇を最低8日間確保すること。また、全ての職場で夏季休暇の完全取得を保障する体制を確保すること。

(回 答)

本年の夏季休暇は、原則7～8月の期間において7日以内とし、併せて夏季における年次休暇を1日以上取得するよう取り組んでいきたいと考えている。また、夏季休暇取得計画表の活用、取得状況の中間時での集約と所属長ヒアリング等により、年次休暇を含め夏季休暇が計画的に取得できる職場づくりに努めていきたいと考えているので理解されたい。

6. 年次有給休暇の完全取得を目指しつつ、当面、当局が示した取得目標を達成するため、職場の実態に合わせた計画的な取得の対策を講じること。あわせてファミリーサポート休暇の運用の拡充を図り、取得しやすい職場環境を整えること。

(回 答)

年次休暇については、年間取得日数が全所属において15日以上となることを目標とし、部長会議等において、各所属の月ごとの取得状況を報告するとともに、年次休暇取得計画表を活用するなど休暇の取得促進や、夏季休暇との組み合わせ等、連続休暇の取得についても促進するよう周知しているところである。

今後も年次休暇の取得状況を定期的に把握し、管理職員も含め、取得率の低い所属については、所属長ヒアリングを行う等、進捗管理を徹底するとともに、休暇を取得しやすい職場づくりに努めていきたいと考えている。

なお、ファミリーサポート休暇やその他の休暇についても、仕事と子育ての両立やワーク・ライフ・バランスの観点を含め、まずは現行制度の中で職員へ制度の周知を行い、取得しやすい職場づくりに努めていきたいと考えているので理解されたい。

7. 職員の元気回復、福利厚生について当局として十分検討しさらに充実を図ること。宿泊施設の充実を図ること。

(回 答)

職員の福利厚生制度については、宇治市職員共済組合を通じて、職員の元気回復、その他の厚生事業を実施しているところである。なお、特に人間ドック等の保健事業については、職員の健康管理の充実を図る観点から、今年度より、子宮がん検診等、定期健診項目を充実するとともに、人間ドックについても、より利用しやすい制度に改めたところであり、今後とも周知に努めていきたいと考えている。

また、元気回復事業としての宿泊事業については、京都府市町村職員共済組合の宿泊・保養指定施設利用助成のほか、宇治市職員共済組合において外部委託により実施するなど、これまでから充実を図ってきたところである。今後、各事業の利用状況等も踏まえ、更に利用しやすい環境づくりに努めていきたいと考えているので理解され

たい。

8. 空調の改善要求については度ある毎に要求してきた課題であり、抜本的改善及び全庁的対策を講じること。また、設定温度28度にこだわらず職場状況に応じた室内温度で空調運転を実施すること。

(回 答)

空調設備については、これまで空気搬送ファンの設置や老朽化していた機器の更新等も含めて、対応してきているところである。また、昨年度に中央監視装置の更新を行い、より効率的な空調機運転操作を行っていきたいと考えている。

なお、事務室内の空調対策については、宇治市地球温暖化対策実行計画を見据えながら、気温や湿度等の状況に応じて、柔軟に対応しているところであるので理解されたい。

9. 再任用賃金の引き上げを行うこと。また、これまでの再任用制度の課題と問題点を整理し、勤務条件について職場実態に見合った制度となるよう労使協議の上、改善を図ること。

(回 答)

再任用制度については、平成25年度の定年退職者より年金が支給されず無年金期間が発生することから、貴組合との協議を踏まえ、所要の見直しを行ったところである。今後、再任用制度の運用にあたって生じる課題等については、引き続き貴組合と十分協議をしていきたいと考えているので理解されたい。

10. 改正地公法（2020年4月施行）を口実とした正規職員の非正規化をしないこと。また、宇治市の非常勤職員の処遇低下をさせないとともに改善を図ること。

(回 答)

この要求項目については、交渉事項として回答することにはならないが、勤務条件に関わる事項については、貴組合と協議をしていきたいと考えている。なお、地方公務員の非常勤職員の在り方については、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正されたところであり、平成32年4月1日の施行に向け、今後も引き続き国や京都府、近隣他団体等の動向を注視していきたいと考えているので理解されたい。